

# はしま会議所 TIMES

タイムズ The Hashima Chamber of Commerce & Industry



第275号

令和3年3月発行

羽島商工会議所

〒501-6241 岐阜県羽島市竹鼻町2635番地 TEL(058)392-9664 FAX(058)392-6708  
E-mail info@hashima-cci.or.jp URL:http://www.hashima-cci.or.jp

## 令和2年度を振り返って 羽島商工会議所の取組み(後期)

- 10月 羽島市スーパープレミアム付商品券販売  
はしま創業塾開催(～12月まで)  
市への要望書提出
- 11月 羽島高校講演会(講師:専務理事 清水政男)  
働き方改革セミナー開催  
簿記検定  
雇用・労働個別相談会開催  
事業承継個別相談会開催  
IoT導入事例研修会開催・YouTube 公開
- 12月 創業フォローアップセミナー開催  
事業承継セミナー開催  
会員企業従業者表彰  
はしま元気まつり抽選会
- 1月 働き方改革個別相談会開催
- 2月 決算・確定申告相談(3/15まで)  
簿記検定
- 3月 通常議員総会開催(3/25開催予定)  
新入社員・若手社員研修2021(3/22開催予定)



## 通常議員総会を開催します

第53回 羽島商工会議所通常議員総会を次の日程で開催いたします。  
議員の皆様方は、是非ともご出席いただきますようお願い申し上げます。

日時	令和3年3月25日(木) 13時30分より
場所	羽島市民会館 第一会議室
議案	第一号議案 羽島商工会議所常議員の選任について 第二号議案 羽島商工会議所定款の一部改正(案)について 第三号議案 羽島商工会議所令和3年度事業計画(案)の承認について 第四号議案 羽島商工会議所令和3年度収支予算(案)の承認について

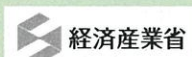
● 2ページ: 総務・財政、事業企画委員会合同会議開催報告、緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金  
● 3ページ: ク2021「働き方改革」に併せて「働き方改革」の推進  
● 4ページ: 新入社員・若手社員研修2021開催案内、国税庁からのお知らせ、無料相談窓口・金融情報

総務・財政、事業企画委員会  
**合同会議を開催**

令和2年度収支補正予算では、一般会計の経費増に伴う補正、定款の一部改正で、部改正では常議員会の運営に関する改正について協議しました。



2月22日、当所にて総務・財政委員会（杉本隆二委員長）、事業企画委員会（川瀬嘉洋委員長）による合同会議が開催されました。当日は杉本委員長の議事により、令和3年度事業計画案および令和3年度収支予算案、令和2年度収支補正予算、定款の一部改正について審議をいただきました。令和3年度事業計画案では、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ企業支援事業等について、令和3年度収支予算案では、厳しい財政状況の中でいかに工夫して最大限の効果をあげるかを協議しました。



**緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金**



2021年1月に発令された緊急事態宣言※1に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」（一時支援金）を給付いたします。

**給付対象について**

- ポイント1 緊急事態宣言に伴う**飲食店時短営業又は外出自粛等の影響**を受けていること※2
- ポイント2 2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の**売上が50%以上減少**していること

**給付額** = 2020年又は2019年の対象期間の合計売上 - 2021年の対象月の売上 × 3ヶ月

- 中小法人等 / 上限**60万円**
- 個人事業者等 / 上限**30万円**
- 対象期間 / 2021年**1月～3月**
- 対象月 / 対象期間から**任意**に選択した月※3

**申請受付期間** 2021年**3月8日**(月)～**5月31日**(月)

※1 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言  
 ※2 緊急事態宣言の再発令に伴い、緊急事態宣言の発令地域(以下「宣言地域」という。)の飲食店と直接・間接の取引があること、又は、宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること  
 ※3 対象期間内に、2019年又は2020年の同月と比べて、緊急事態宣言の影響により事業収入が50%以上減少した月

**2019年及び2020年の両方の確定申告書が必要です。申請をご検討の方は適正な確定申告を行ってください。なお、持続化給付金及び家賃支援給付金は課税対象ですので、受給された方は確定申告が必要になります。**

※新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第32条第1項の規定に基づき令和3年1月7日に発出した「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」

**地方公共団体から時短営業の要請を受けた、協力金の支給対象の飲食店は給付対象外です。**

**必要書類**

- 確定申告書 : 2019年及び2020年の收受日付印の付いた確定申告書の控え
- 売上台帳 : 2021年の対象月の売上台帳
- 宣誓・同意書 : 代表者又は個人事業者等が自署した宣誓・同意書
- 本人確認書類※ : 運転免許証、マイナンバーカード、写真付きの住民基本台帳カード等  
 ※個人事業者等の場合
- 通帳 : 銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認可能なページ
- 事業確認通知(番号) : 業確認機関が発行する事業確認通知(番号)  
 ※営業の実態があるかや制度を正しく理解しているかを「登録確認機関」がテレビ会議や対面、電話などで確認し、認められた事業者には「**事業確認通知**」と呼ばれる番号を発行します。 **羽島商工会議所は事業確認機関です。**

※申請方法につきましては、ホームページをご覧ください。 <https://ichijishienkin.go.jp/>  
 こちらの情報は3/1時点の内容となりますので、ホームページにて最新情報をご確認ください。




**お問い合わせ先**

**一時支援金事務局 相談窓口【申請者専用】**  
 TEL:0120-211-240  
 IP電話等からのお問い合わせ先:03-6629-0479  
 (通話料がかかります)  
 8時30分～19時00分(土日祝日含む全日対応)

**緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金 質問フォーム**

「給付対象」や「保存すべき必要書類」に関するご質問を受け付けます。あらかじめ経済産業省のHPに掲載されている本事業の概要資料をご覧ください、ご質問いただきますようお願いいたします。  
[https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji\\_shien/index.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji_shien/index.html)





**羽島市企業  
ガイドブック2021  
発刊します**

羽島市企業ガイドブック 2020

羽島商工会議所では、羽島市とともに羽島市企業就職者対策事業として、市内企業への就職支援等を行っています。3月末に会員企業の概要、求人情報等を掲載した「羽島で働こう！ 羽島市企業ガイドブック2021」を作成し、近隣の大学・実業高校への配布、県合同企業展への設置等を行います。

来年度も引き続き、地元企業への就職支援事業を継続してまいりますのでご協力お願いいたします。

※昨年の企業ガイドブックについては、当所ホームページから御覧いただけます。

**パート・有期法適用間近!**

**働き方改革「同一賃金・同一労働」**

**2021年4月から中小企業でも  
正社員と非正規雇用労働者の間の  
不合理な待遇差は禁止になります!**

- ✓正社員とパート・契約社員の間で、「待遇」に違いはありますか？
  - 基本給、賞与、手当、休暇などのそれぞれについて個別に考える必要があります。
- ✓それぞれの待遇ごとに、違いを「不合理でない」と説明できますか？
  - 待遇ごとの性質・目的に照らして、職務内容や転勤・異動の範囲の違いなどから、具体的に理由を説明できることが必要です。
  - 「パートだから」「契約社員だから」という理由では認められません。
  - パート・契約社員から説明を求められた場合、待遇が異なる理由を説明することが今年4月から義務付けられます。
- ✓不合理と認められる可能性がある待遇差を見直しましたか？
  - 不合理でないとい具体的に説明が可能なら、必ずしも正社員と全く同じ水準、決め方にする必要はありません。労使当事者でよく話し合って見直しましょう。

厚生労働省 中小企業・小規模事業者に対する働き方改革推進支援事業  
 委託先: 全国社会保険労務士会連合会 **働き方改革推進支援センター**

**電子証明書割引販売制度のご案内**

**商工会議所会員限定割引価格で電子証明書を入手できます**

全国の商工会議所は会員の電子証明書取得を支援しています。

電子証明書は、「インターネット上の身分証明書」に当たります。現実世界におけるパスポートや印鑑証明書のようなもので、認証局と呼ばれる第三者機関が持ち主の身元情報を認証し、発行しています。ネット上の「なりすまし」「改ざん」「事後否認」「盗聴」等を防止できるため、今日では「公共発注機関等への入札・調達手続き」「行政機関への各種届出手続き」「B to B電子商取引」などで幅広く活用されています。

商工会議所の会員向け支援制度は、日本商工会議所が株式会社帝国データバンク（TDB）とセコムトラストシステムズ株式会社（セコム）と提携し、全国の商工会議所会員は両社の電子証明書を商工会議所会員料金（割引価格）で購入できるというものです。

(1)株式会社帝国データバンク(通常料金から2,000円割引) (2)セコムトラストシステムズ株式会社

有効期間	2年		3年	
	通常料金	商工会議所 会員料金	通常料金	商工会議所 会員料金
1枚目	28,000 <sup>円</sup>	26,000 <sup>円</sup>	33,000 <sup>円</sup>	31,000 <sup>円</sup>
2枚目以降	26,000	24,000	30,000	28,000
10枚目以上 同時申込	20,000	18,000	28,000	26,000

- 2年版：通常料金から2,000円割引
- 3年版：通常料金から3,000円割引

有効期間	2年		3年	
	通常料金	商工会議所 会員料金	通常料金	商工会議所 会員料金
1枚あたり	14,000 <sup>円</sup>	12,000 <sup>円</sup>	21,000 <sup>円</sup>	18,000 <sup>円</sup>

商工会議所会員料金の適用を受けるには所属商工会議所から「会員確認用クーポン券」の発行を受けたうえで、TDBまたはセコムに電子証明書の取得手続きをする必要があります。

※本制度の詳細は **日本商工会議所ホームページ** (<http://www.jcci.or.jp/it/toritsugi.html>) を参照

## 無料相談窓口のご案内

種別	相談日等
経営 要予約	【日時】3月18日(木) 13:00～16:00 【相談員】(公財)岐阜県産業経済振興センター モノづくりコーディネーター
記帳	●昼間 記帳相談会 【日時】3月22日(月)14:00～16:00 【相談員】本所職員 ●夜間 4月はお休みします
法律 要予約	【日時】3月24日(水) 13:00～16:00 【相談員】岐阜県司法書士会所属 司法書士 「相続」「遺言」「財産管理」等身近な問題についてアドバイス！ お気軽にご利用ください。
雇用 労働 要予約	【日時】3月16日(火) 13:00～16:00 【相談員】ぎふ働き方改革推進支援センター 専門相談員 近藤義博 ※雇用調整助成金の相談もできます。
事業承継 要予約	【日時】3月23日(火) 13:00～15:00 【相談員】中小企業診断士 片桐理恵

※開催場所は、すべて羽島商工会議所です。  
※経営、法律、雇用・労働、事業承継のご相談は、面談時間等の調整を行いますので、お電話にてご予約ください。なお、予約め切は前週金曜日です。  
※お申込みが無い場合は開催されないことがあります。

【お問合せ】 中小企業相談所 ☎392-9664

記帳や税務、その他なんでも相談承ります。

## 金融情報

### 金利のお知らせ(R3.3.1現在)

#### 【日本政策金融公庫】

マル経資金…………… 1.21%  
普通貸付…………… 2.06%～2.55%  
(※担保の有無等により異なる利率が適用されます)

#### 【県創業支援資金】…………… 1.20%

(※保証料負担ゼロ 岐阜県が助成します)

#### 【岐阜県小口融資制度】

県小口Z融資…………… 0.8%

【お問合せ】 中小企業相談所 ☎392-9664

## 新入社員・若手社員研修2021

### 開催のご案内

社会人として必要なスキルを身につける研修会を開催します。



貴社の社員教育の一環としてお役立てください。新入社員のみならず、若手社員の方も対象となりますので、大切な人材育成にぜひご活用ください。

開催日時 **3月22日(月) 9:20～16:30**

場所 羽島商工会議所 3階研修室  
(羽島市竹鼻町2635番地)

受講料 会員:無料  
(非会員:5,000円/名)

定員 15名

お問い合わせ ☎058-392-9664

E-mail info@hashima-cci.or.jp

主催:羽島商工会議所



### 国税庁からのお知らせ

## 申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限を令和3年4月15日(木)まで延長します

#### ○ 申告期限 納付期限

税目	当初	延長後
申告所得税	令和3年3月15日(月)	令和3年4月15日(木)
個人事業者の消費税	令和3年3月31日(水)	
贈与税	令和3年3月15日(月)	

#### ○ 振替日

税目	当初	延長後
申告所得税	令和3年4月19日(月)	令和3年5月31日(月)
個人事業者の消費税	令和3年4月23日(金)	令和3年5月24日(月)

創業67年の実績

安全・信頼のブランド、羽島観光バスです。



岐阜羽島バス・タクシー株式会社 お気軽にお問合せください  
岐阜県羽島市舟橋町宮北1丁目21番 ☎058-391-2205

「じゃあ、いつものところで」

## 米 ビー 珈琲

058-201-7175

羽島市竹鼻町錦町 86 (羽島高校西側)